

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、農業を営む法人 等

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費2,000千円以上、農業者2者以上

(2) 対象経費

- ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）
- ・営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域^{*}は69%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）

- ・ハード事業のみ実施する場合：最大3年
- ・ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553